

『和漢名所詩歌合』に関する一考察 —形式と名所題をめぐって—

黄 夢鴿 (大阪)

Abstract

This paper explores the importance of the poetic topoi and the influence of preexisting literary works in *Wakan meisho shiika-awase* 和漢名所詩歌合 (Fujiwara no Motoie, around 1272), a poetry contest with famous places of Japan and China as subject. First, I will compare *Wakan meisho shiika-awase* with earlier *shiika awase* in terms of form and composition. I will then consider the reason why Fujiwara no Motoie chose specific famous places as topics by looking at other works of the same period featuring famous places. Finally, I will elaborate on the characteristics of famous places of Japan and China Motoie selected as topics, and consider his awareness of the arrangement of Chinese and Japanese places.

1 はじめに

詩歌合は漢詩と和歌を番えて優劣を競う形式であり、歌合形式と詩合形式が結び付いたものである。1133年に藤原基俊が既存の漢詩と和歌を集めて撰した『相撲立詩歌合』を先蹤とし、後世に盛んに作られた¹。当時の詩壇や歌壇、詩歌の詠法を考察するのに重要な資料である。完本の現存する詩歌合は『相撲立詩歌合』(1133)、『三十六番相撲立詩歌』(1198~1202年頃)、『元久詩歌合』(1205)、『内裏詩歌合』(1213)、『定家卿独吟詩歌』(1218)²、『二十八品並九品詩歌』(1253)、『和漢名所詩歌合』(1272年頃)、『十七番詩歌合』(1275年頃)、『詩歌合 八十番』(1314年頃)、『五十四番詩歌合』(1343)、『守遍詩歌合』(14世紀半ば)、『文安詩歌合』(1446)、『詩歌合』(1482)、『詩歌合』(1483)の十数点の作品しかない。

『和漢名所詩歌合』は1272年頃成立した藤原基家(1203~1280)の自作詩歌合で、中国の名所を詠んだ漢詩と日本の名所を詠んだ和歌を組み合わせて作られたものである。詩題と歌題はそれぞれ三十五箇所、左に七言二句の漢詩句を、右には和歌を配す。一つの詩題につき二聯の詩句、一つの歌題につき二首の和歌が詠まれており、全部で70番からなる³。作者の基家は和歌と漢詩に優れた藤原良経(1169~1206)の三男で、和歌会などを数多く主催して歌人として活躍しただけではなく、『和漢兼作集』の中に漢詩が10首以上取り入れられるなど、漢詩人としても名高い。和漢兼

¹ 『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、2014年)、唐澤正実執筆「詩歌合」項参照。

² 『定家卿独吟詩歌』を詩歌合として扱わないものが多いが、本稿では『和漢名所詩歌合』との比較を行うため、便宜上『定家卿独吟詩歌』を詩歌合と同類のものとして扱う。

³ 『和歌文学大辞典』(同注1)、中川博夫執筆「和漢名所詩歌合」項参照。

作家として、当時盛行した詩歌合を創作するのは自然なことだと考えられる。『和漢名所詩歌合』は現存する数少ない詩歌合の一つとして、基家自身および当時の詩歌合の詠法を考察するのに重要な作品である。

『和漢名所詩歌合』の成立と形式については以下のような研究が積み重ねられてきた。『群書解題』は長承二（1133）年『相撲立詩歌合』以来の朗詠集様式への傾斜⁴、『和歌文学辞典』は「父良経の『三十六番相撲立詩歌』の形式を受け継いでいる」とし⁵、峯岸義秋氏は『定家卿独吟詩歌』（1218年）に暗示を受けて作られたものだと述べており⁶、説が分かれている。しかし、『和漢名所詩歌合』以前に成立した詩歌合が多く、ここに挙げた三つのみならず、これ以外の詩歌合も含めて総合的に考える必要があるだろう。また、『和漢名所詩歌合』にはどのような名所が採用されているのかについて詳細に考察するものはあるが、基家が従来詩歌合と異なる名所題を取る理由および日中の名所の配列意識については、まだ検討の余地がある。以上の点を掘り下げることで『和漢名所詩歌合』の位置付けがより明確になると考えられる。

そこで、本稿では、まず先行詩歌合と『和漢名所詩歌合』とを比較し、両者は形式や詠法などにおいてどのように関連しているのかを考察する。次に同時代における名所題の詠作状況を踏まえ、基家が名所題を取る理由を明らかにする。最後に歌題と詩題として選ばれた日中の名所はそれぞれどのような特徴があるのかを調査した上で、名所間の配列意識を検討する。

2 先行詩歌合の継承と発展

前述したように、詩歌合は1133年の『相撲立詩歌合』を先蹤とし、後世に盛んに詠まれた。『和漢名所詩歌合』以前に作られた詩歌合で現存するものは6つある。本節では、形式や題、漢詩の詠法などから、『和漢名所詩歌合』の詠法と従来詩歌合との関連を検討する。

2.1 形式と題

まず、『和漢名所詩歌合』およびそれ以前に成立した詩歌合の形式や題について詳しく検討し、両者の関りを考察する。

最初の『相撲立詩歌合』は1133年に藤原基俊が既存の和歌と漢詩を集めて歌合の形式で番えたものであり、判が付いていない。現存最古の詩歌合として後世に大きな影響を与えた。

基家の父良経によって作られた『三十六番相撲立詩歌』は1198年から1202年頃に成立したと推測され⁷、良経が以前に自分の詠んだ和歌と漢詩を選んで詩歌合の形にしたものである。作名や形式、判詞がないことなどから、『相撲立詩歌合』に倣って作られたと考えられる。

そして、1205年に成立した『元久詩歌合』は後鳥羽院主催で、「水郷春望」と「山路秋行」との二題で詠まれた和歌と漢詩からなる。元来は藤原良経が企図し、藤原定家が題を選定していたのであるが、それが後鳥羽院の知るところとなり、院主催の形で開催された。後世の詩歌合の規範とされる。これに続いて1213年に成立した『内裏詩歌合』は順徳天皇の主催で、『元久詩歌合』に倣

⁴ 続群書類従完成会編『群書解題』十巻、原田芳起執筆「和漢名所詩歌合」、1961年。

⁵ 有吉 1982。

⁶ 峯岸 1954。

⁷ 『三十六番相撲立詩歌』の成立年代について定説がないが、原田芳起氏は他作品との関連および詞書などから、建久九（1198）年よりも後、「千五百番歌合」の成立した建仁二（1202）年よりも前と推測している。本稿ではそれに従う（原田 1964）。

い、「山中花夕」と「野外秋望」との二題で 13 名の詩人と 13 名の歌人によって詠まれたものである。

また、『定家卿独吟詩歌』（韻字四季歌とも）は定家が建保五（1217）年の内裏作文会で作られた詩の韻字を用いて作った詩歌である。七言二句の詩と同韻の和歌を対にして、十六の韻字を四首換韻で押韻した四季題の六十四首からなる⁸。これも判詞がないが、自作の漢詩と和歌を番えたものであることから自作詩歌合と言える⁹。『和漢名所詩歌合』と『定家卿独吟詩歌』は題や詩歌の詠法などが異なるが、自作詩歌合として自分が詠んだ和歌と漢詩を並べる点は共通している。峯岸氏が述べるように、基家は藤原定家が詠んだ『定家卿独吟詩歌』に暗示を受けた可能性もあると考えられる¹⁰。

さらに、『二十八品並九品詩歌』は 1253 年に藤原為家が主催し、藤原定家 13 回忌の勸進詩歌として 39 の経文題で 12 名の詩人と 13 名の歌人によって詠出されたものであり、和歌と漢詩とは異なる題を持っている。

これらの詩歌合の形式や題の変遷過程を踏まえて、『和漢名所詩歌合』以前の詩歌合は表 1 のようにまとめられる。

表 1 完本の現存する『和漢名所詩歌合』以前の詩歌合

	成立年代	作品名	主催者/撰者	題	内容
①	1133 年	相撲立詩歌合	藤原基俊	詞書など	既存の詩歌を集めたもの
②	1198～ 1202 年頃	三十六番 相撲立詩歌	藤原良経	詞書など	既存の良経自身の詠んだ 詩歌を集めたもの
③	1205 年	元久詩歌合	後鳥羽院主催	水郷春望 山路秋行	19 名の詩人と 19 名の歌 人が詠んだ漢詩と和歌
④	1213 年	内裏詩歌合	順徳天皇主催	山中花夕 野外秋望	13 名の詩人と 13 名の歌 人が詠んだもの
⑤	1218 年	定家卿独吟詩歌	藤原定家		自作詩歌合
⑥	1253 年	二十八品並九品 詩歌	藤原為家主催	39 の経文題	12 名の詩人と 13 名の歌 人が詠んだもの
⑦	1272 年頃	和漢名所詩歌合	藤原基家	35 組の 和漢名所題	自分で詠んだ和歌と漢詩

前述したように、『和漢名所詩歌合』は藤原基家の自作詩歌合で、異なる題を持つ和歌と漢詩からなるものである。基家の、自詠の漢詩と和歌を対とする自作詩歌合という形式は良経の『三十六番相撲立詩歌』および定家の『定家卿独吟詩歌』に見られることから、それらを受け継いだものと言えよう。

また、表 1 に示したように、『和漢名所詩歌合』の題は詩歌合の規範とされる『元久詩歌合』およびそれに倣って作られた『内裏詩歌合』などの題と異なり、名所となっている。従来の詩歌合の題を確認すると、その一部を以下のように示すことができる¹¹。

⁸ 赤羽 2002。

⁹ 『和歌文学大辞典』、尾葉石真理執筆「定家卿独吟詩歌」項参照。

¹⁰ 同注 6。

¹¹ 鎌倉初期の詩歌合について、唐沢 1986 に詳しいため、ここで挙げた詩歌合の題はそこから引用した。

- 正治二（1200）年二月二十一日法性寺殿詩歌合：詩題「春日山寺即事」 歌題「山花」「滝水」
 - 正治二（1200）年十二月九日良経家詩歌合：詩題「冬日於山家即事」 歌題「山家雪」「山家水」「山家風」「山家歳暮」
 - 建仁三（1203）年八月一日良経家詩歌合：題「花添山景色」「水辺涼自秋」「月明風又冷」「雪中松樹低」「羈中眺望」
 - 元久二（1205）年六月十二日『元久詩歌合』：題「水郷春望」「山路秋行」
 - 建暦二（1212）年五月十一日内裏詩歌合：題「山居春曙」「水郷秋夕」「羈中眺望」
 - 建暦二（1212）年六月頃内裏当座詩歌合：歌題「海上月」「山寺花」
 - 建暦二（1212）年八月頃内裏当座詩歌合：歌題「夜亭月夜」「暮山紅葉」
 - 建暦二（1212）年九月十三日内裏詩歌合：歌題「山路月」
 - 建暦二（1212）年十一月頃内裏当座詩歌合：歌題「雲」「曠」
 - 建保元（1213）年二月十六日内裏詩歌合：題「山中花夕」「野外秋望」
 - 建保二（1214）年二月三日内裏詩歌合：詩題「花綻仙遊裏」歌題「川上花」「野外霞」
 - 建保四（1216）年正月十九日内裏詩歌合：詩題「春遊契万年」歌題「松迎春新」
- ……

このように、従来の詩歌合では漢詩と和歌が同じ題をもつものも異なる題を持つものもある。「雲」や「曠」のような一字のものもあるが、基本的に「山家雪」や「水郷春望」のような二つ以上の事物からなる結題と「花添山景色」のような五字からなる句題である。名所をそのまま題とするものが見えない。従来の詩歌合と比べて、『和漢名所詩歌合』における名所題は特徴的だと言える。

2.2 漢詩の詠法

続いて『和漢名所詩歌合』における漢詩の詠法について考察する。『元久詩歌合』以前に行われた『法性寺殿詩歌合』の漢詩句の詠法は、『明月記』正治二（1200）年閏二月二十一日条に「詩不書発落句、胸腰句合和歌二首也」とあるように¹²、詩の発句（首聯）・落句（尾聯）を書かず、胸句（頷聯）・腰句（頸聯）という二聯だけを取って和歌二首に番えるという形になっている。ここでいう詩は基本的に首・頷・頸・尾の四聯からなる律詩を指す。頷聯と頸聯は対句法で構成され、それぞれの末尾で同じ脚韻を踏む。また、近体詩の平仄規則として、各句において「一三五不論、二四不同二六対」というルールを守る必要があり、頷聯と頸聯は粘法となる。つまり、各句において、一字目、三字目と五字目の平仄は原則とされないが、二字目と四字目の平仄は異なり、二字目と六字目の平仄は同じでなければならない。さらに、粘法により、頷聯の二句目と頸聯の一句目における二文字目・四文字目・六文字目の平仄が同じである。すなわち、詩歌合における同一詩人が詠んだ前後二聯の漢詩句は、題によって詠まれた律詩の頷聯と頸聯で、「二四不同二六対」のルールを守り、粘法となっているというものである。

このような流れの中で成立した『元久詩歌合』の漢詩句も先行研究が明らかにしたように、同一詩人の詠んだ前後二聯は基本的に「二四不同二六対」という規則に従い、粘法となり、そして同じ脚韻を踏んでいる対句である¹³。例えば、以下の表 2 のように挙げられる。便宜上、最初の十番

¹² 冷泉家時雨亭叢書『明月記 一』p225（朝日新聞社、2012年1月）による。

¹³ ① 堀川 2006。

② 海野・滝川 1996。

のみ取り上げる。○は平声、●は仄声を表す。一・三・五字目の平仄は特にこだわらないため、Xで記す。

表 2 『元久詩歌合』における漢詩句の平仄と押韻¹⁴

作者	漢詩句	作者	漢詩句
良経	一番 土俗地低春草底 ×●×○×●×	良輔	三番 渭北晚霞消雁陣 ×●×○×●×
	海仙楼遠曙雲間 ×○×●×○山		江南春柳隔漁郷 ×○×●×○陽
	二番 沙村遥属煙霞境 ×○×●×○×		四番 百花亭外胡天遠 ×○×●×○×
	水沢半呑花柳山 ×●×○×●山		五鳳楼前伊水長 ×●×○×●陽
資実	五番 海燕翅低花嶼遠 ×○×○×●×	不明	七番 風頭松動客帆遠 ×○×●×○×
	潮鷄声曙柳煙孤 ×○×●×○模		雲外雁帰孤島踪 ×●×○×●麻
	六番 潯陽春色連鑪地 ×○×●×○×		八番 江県月清天又水 ×●×○×●×
	杭県風光属鏡湖 ×●×○×●模		湖山春深浪将花 ×○×○×○麻
不明	九番 海岸孤松雲外見 ×●×○×●×		
	江村遠柳雨初新 ×○×●×○真		
	十番 意留何処放遊客 ×○×●×○×		
	楽在其中漁釣人 ×●×○×●真		

一番と二番を見てみると、一番における「土俗」「地低」「春草底」はそれぞれ「海仙」「楼遠」「曙雲間」、二番における「沙村」「遥属」「煙霞境」はそれぞれ「水沢」「半呑」「花柳山」と対となっており、二聯とも対句である。そして、二聯の脚韻はともに「山」である。また、一番と二番の漢詩句はいずれも「二四六不同」というルールを守っており、一番の二句目と二番の一句目における二文字目・四文字目・六文字目は平仄が同じで、粘法となっている。このように、良経によって詠まれた二聯は律詩の頷聯と頸聯に相当する句と考えられる。それ以外の例を確認すると、七番と八番のように平仄に乱れがあるものも数例あるが、他は平仄と押韻、対句の面において、ほぼ一首の頷聯と頸聯と同様に作られているものであることが確認できる。

また、後に行われた『内裏詩歌合』（1213年）や『十七番詩歌合』（1275年頃）¹⁵における漢詩句も『元久詩歌合』と同様に詠まれている。では、『和漢名所詩歌合』の漢詩句はどのように詠まれているのか。

まず、その漢詩句は対句であるか否かを確認する。冒頭の例を以下に挙げる¹⁶。

一番 左 錢塘湖
 湖郡西晴江月曙 (湖郡の西晴れ 江月曙し)
 抗楼南遠海雲長 (抗楼の南遠く 海雲長し)
 二番 左
 煙波万里柳陰泊 (煙波万里 柳陰の泊)
 山水六年花主郷 (山水六年 花主の郷)
 三番 左 虎溪

¹⁴ 『元久詩歌合』の本文は新編国歌大観による。脚韻は『広韻』によって確認した。表における数字は新編国歌大観番号ではなく、番数による。

¹⁵ 『十七番詩歌合』の成立年代は注 13 の②による。

¹⁶ 本稿における『和漢名所詩歌合』の本文は新編国歌大観から引用し、書き下し文は稿者による。

竹陰東院鶯千囀 (竹陰の東院 鶯千囀)
 山脚南泉雪一朝 (山脚の南泉 雪一朝)
 四番 左
 嵐底独流松径水 (嵐の底独り流る 松径の水)
 月前三度虎溪橋 (月の前三たび度る 虎溪の橋)

一番と二番の漢詩句は錢塘湖という題で詠まれた二聯である。一番の詩句において、「湖郡」と「抗楼」は場所、「西晴」と「南遠」は方向、「江月曙」と「海雲長」は景物の対となっており、対句と言える。二番の漢詩句では、「煙波」と「山水」は景物、「万里」と「六年」は数字、「柳陰泊」と「花主郷」は植物の対となっている。そして、三番と四番は両方とも「虎溪」という題を詠んだものであり、三番の「竹陰」「東院」「鶯千囀」は「山脚」「南泉」「雪一朝」、四番の「嵐底」「独流」「松径水」は「月前」「三度」「虎溪橋」と対となっている。このように、『和漢名所詩歌合』における漢詩句は基本的に対句で構成されている。

次に詩句の平仄を考察する。便宜上、十番まで挙げる。

一番	×●×○×●×	三番	×○×●×○×
	×○×●×○陽		×●×○×●宵
二番	×○×●×○×	四番	×●×○×●×
	×●×○×●陽		×○×●×○宵
五番	×○×●×○×	七番	×○×●×○×
	×●×○×●魚		×●×○×●陽
六番	×●×●×●×	八番	×●×○×●×
	×○×●×○魚		×○×●×○陽
九番	×●×○×●×		
	×○×●×○鐘		
十番	×○×●×○×		
	×●×○×●鐘		

以上のように、五番と六番に乱れがあるが、他の漢詩句は平仄の面において「二四不同二六対」という規則を守り、粘法となっている。十一番以降の漢詩句を確認しても、十一番・十二番、十九番・二十番、三十一番・三十二番、四十一番・四十二番に乱れがある以外、ほとんど平仄のルールに沿っている。

また、同じ題で詠まれた各二聯の脚韻を確認すると、下記の表のようになる¹⁷。

¹⁷ 『元久詩歌合』と同じように、脚韻は『広韻』によって確認し、表における数字は新編国歌大観番号ではなく、番数による。

表 3 『和漢名所詩歌合』における各聯の漢詩句の脚韻

詩題	番数 末字〈韻〉	詩題	番数 末字〈韻〉
錢塘湖	一番 長〈陽〉	虎溪	三番 朝〈宵〉
	二番 郷〈陽〉		四番 橋〈宵〉
彭蠡湖	五番 虚〈魚〉	悟真寺	七番 郷〈陽〉
	六番 書〈魚〉		八番 行〈陽〉
遺愛寺	九番 松〈鐘〉	梁園	十一番 隣〈真〉
	十番 峰〈鐘〉		十二番 春〈諄〉
巫山	十三番 薰〈文〉	鄭谷	十五番 船〈仙〉
	十四番 雲〈文〉		十六番 仙〈仙〉
竜門	十七番 風〈東〉	鏡湖	十九番 舟〈尤〉
	十八番 桐〈東〉		二十番 浮〈尤〉
金谷	二十一番 楼〈侯〉	函谷関	二十三番 関〈柵〉
	二十二番 流〈尤〉		二十四番 山〈山〉
潁川	二十五番 橋〈宵〉	緱山	二十七番 松〈鐘〉
	二十六番 堯〈蕭〉		二十八番 蹤〈鐘〉
蘇州	二十九番 閑〈山〉	汾陽	三十一番 紅〈東〉
	三十番 山〈山〉		三十二番 風〈東〉
両朱閣	三十三番 秋〈尤〉	陵園	三十五番 風〈東〉
	三十四番 楼〈侯〉		三十六番 宮〈東〉
昆明池	三十七番 沙〈麻〉	商山	三十九番 壇〈寒〉
	三十八番 花〈麻〉		四十番 残〈寒〉
洞庭湖	四十一番 長〈陽〉	上陽宮	四十三番 〔闕〕
	四十二番 黄〈唐〉		四十四番 春〈諄〉
尋陽江	四十五番 閑〈山〉	廬山	四十七番 庭〈青〉
	四十六番 山〈山〉		四十八番 亭〈青〉
呉江	四十九番 紅〈東〉	蜀郡	五十一番 都〈模〉
	五十番 風〈東〉		五十二番 途〈模〉
花陽洞	五十三番 羅〈歌〉	履道里	五十五番 昇〈蒸〉
	五十四番 多〈歌〉		五十六番 応〈蒸〉
渭陽	五十七番 肥〈微〉	香炉峰	五十九番 来〈哈〉
	五十八番 磯〈微〉		六十番 台〈哈〉
彭沢	六十一番 貽〈之〉	嚴陵瀬	六十三番 過〈戈〉
	六十二番 眉〈脂〉		六十四番 波〈戈〉
香山	六十五番 残〈寒〉	胡塞	六十七番 城〈清〉
	六十六番 灘〈寒〉		六十八番 行〈唐〉
驪山	六十九番 苔〈哈〉		
	七十番 来〈哈〉		

表 3 に示すように、四十三番は欠字で脚韻を確認できないが、十一番と十二番、二十一番と二十二番、二十三番と二十四番、二十五番と二十六番、三十三番と三十四番、四十一番と四十二番、六十一番と六十二番、六十七番と六十八番は異なる韻となっている。しかし、真・諄、侯・尤、柵・山、

宵・蕭・陽・唐、之・脂、清・唐は「同用」、つまり同じ韻として用いることができるため、『和漢名所詩歌合』における同題で詠まれた二聯の漢詩句はすべて同じ脚韻を踏んでいると言える。

以上、対句と平仄、脚韻から、『和漢名所詩歌合』における同じ題を詠んだ二聯の漢詩句は同じ脚韻を踏んでいる対句であり、律詩一首の頷聯・頸聯に相当するものと考えられる。このように、『和漢名所詩歌合』における漢詩句は『元久詩歌合』『内裏詩歌合』と同様に詠まれている。

これまでの考察により、『和漢名所詩歌合』が自作詩歌合という形式を取るのには父良経の『三十六番相撲立詩歌』および定家作『定家卿独吟詩歌』からの影響があると考えられ、その漢詩句は『元久詩歌合』や『内裏詩歌合』などの詠法を継承している。また、名所題を取るのには従来の詩歌合と比べて特徴的な点である。『和漢名所詩歌合』はそれに先行する詩歌合の詠法を結合した上で発展させて作られたものと言える。

3 名所題とその撰題意図

前述したように、『和漢名所詩歌合』の特徴は名所題を取ることである。その名所題について、大伏春美氏が述べるように、詩題は白居易と関係の深いものが多く、歌題は有名な歌枕が多い¹⁸。しかしながら、基家はなぜ従来の詩歌合と異なる名所題を取ったのか。本節では、従来の名所題作品を踏まえ、この問題について考察する。

名所題作品が詠まれるようになったのは、いつ頃なのか。その変遷を確認したい。名所を詠むものは、早くは『万葉集』などに確認できるが、名所を題とする作品は長久二（1041）年五月十二日の『祐子内親王家歌合』¹⁹が初見である。他作品に収録された歌や詞書によって後に『祐子内親王家名所歌合』（1061）や『源経仲朝臣出雲国名所歌合』（1076）、『三河国名所歌合』（1125～1131年頃）、『教長家廿五名所会』（1145～1151年頃）などの名所題作品が成立したことが確認できる。そして、1205年に後鳥羽院が主催した、名所障子絵四十六箇所添えるために歌人十名によって詠まれた四六〇首の和歌からなる『最勝四天王院障子和歌』が成立した。1215年に順徳天皇が主催した『建保内裏名所百首』が作られ、名所による組題百首の嚆矢として後世の名所詠に大きな影響を与えた。この他、『能因歌枕』（平安中期）や『五代集歌枕』（平安後期）、『八雲御抄』『名所部』（鎌倉初期）など歌枕と名所関係の歌学・歌論書も盛んに作られた。歌人たちは平安時代より歌枕や名所題に関心を持っていたことが分かる。そして、黒田彰子氏によると、基家は地名に対して既に自分が主催した『百首歌合』（1256）²⁰当時から強い興味を示している²¹。名所詠が流行した時代の流れや名所への関心から、基家は名所題を採用したと考えられよう。

そして、歌題として選ばれた日本名所は以下ようになる。

住吉浦 春日山 三島江 葛木山 泊瀬山 武蔵野 松浦 御室山 吉野 宇治河 信太杜
清見関 大井河 伊駒山 美豆御牧 清滝川 高円山 水無瀬河 音羽河 常磐山 須磨浦

¹⁸ 大伏 1984。

¹⁹ 『後朱雀院一宮歌合』、『祐子内親王家歌合』ともいう。十題十番で傍題に左右で異なる歌枕が付される。内親王は四歳で、実質の主催者は外祖父である後見藤原頼通と見られる。名所題歌合流行の兆しとして重要な作品である。（『和歌文学大辞典』和田律子執筆「後朱雀院一宮歌合」項参照）。

²⁰ 基家が主催した歌合。春・夏・秋・冬・恋・雑の六題、九五〇番。作者は基家を含めて 19 名。各人が詠進した百首を左方右方の別なくそれぞれに春と秋、夏と冬、恋と雑の異題で結番。判者は 5 名あり、基家もその一人。（『和歌文学大辞典』小林一彦執筆「百首歌合」項より抜粋）。

²¹ 黒田 1997（初出：「藤原基家の後期」、『国語と国文学』59-9、pp29-44、1982年9月）。

竜田山 葦屋里 富士山 伊世海 高砂 田籠浦 難波江 若浦 伏見山 猪名野 明石浦
佐夜中山 鳴海浦 天香具山

上記の歌題と順徳天皇主催で後世の名所題作品に大きく影響した『建保内裏名所百首』の題²²とを比較すると、以下のように示すことができる。下線部は『和漢名所詩歌合』に共通するものを表す。

・春

音羽河 玉島河 高砂 春日野 三輪山 葛木山 手向山 伊勢海 志賀浦 三島江 塩竈浦
宇津山 蘆屋里 吹上浜 湯等三崎 忍山 水無瀬河 大淀浦 田籠浦 末松山

・夏

大井河 信太杜 猪名野 御裳濯河 伊香保沼 天香九山 大江山 難波江 美豆御牧
松浦山

・秋

泊瀬山 竜田山 諏磨浦 宮城野 水荃岡 小倉山 宇治河 常磐杜 三室山 高円野
伊駒山 生田池 清見関 武蔵野 伊吹山 佐良科山 白河関 野島崎 明石浦 阿武隈河

・冬

清滝河 小塩山 住吉浦 片野 田蓑島 有乳山 浮島原 安達原 因幡山 鏡山

・恋

伏見里 霞浦 石瀬杜 筑波山 袖浦 益田池 高師浜 阿波手杜 志香須香渡 浜名橋
磯間浦 守山 佐野舟橋 安積沼 松島 緒断橋 三熊野浦 鳴海浦 二見浦 名取河

・雑

芳野河 鈴鹿河 不尽山 還山 海橋立 飛鳥河 鳥羽 辰市 吹飯浦 布引滝 長柄橋
玉河里 生浦 佐夜中山 嵯峨野 角田河 飾磨市 若浦 会坂山 三津浜

「春日山」と「春日野」、「松浦」と「松浦山」、「御室山」と「三室山」など表記が少し異なるものもあるが、黒田彰子氏が指摘した通り、『和漢名所詩歌合』に選ばれた三十五の歌題はすべて『建保内裏名所百首』に確認できる²³。そして、ほとんどの名所は順徳院撰の『八雲御抄』「名所部」にも見える。順徳天皇主催の『建保内裏名所百首』と順徳天皇が撰した『八雲御抄』に傾斜する基家の選題姿勢がうかがえる。基家は良経の三男として後鳥羽院の猶子とされるなど、後鳥羽院と順徳天皇（後鳥羽天皇の皇子）と関係が深かった²⁴。後鳥羽院と順徳天皇が主導した当時の名所題詠の流行の中に、基家は名所詠の規範とされる『建保内裏名所百首』より歌題を選択し、またその対として中国の名所を詩題にして、『和漢名所詩歌合』を作ったのであろう。

次に詩題にはどのような傾向が見えるのかについて考察する。詩題の三十五の名所を以下に挙げる。

錢塘湖 虎溪 彭蠡湖 悟真寺 遺愛寺 梁園 巫山 鄭谷 竜門 鏡湖 金谷 函谷関
潁川 緱山 蘇州 汾陽 兩朱閣 陵園 昆明池 商山 洞庭湖 上陽宮 尋陽江 廬山
吳江 蜀郡 花陽洞 履道里 渭陽 香炉峰 彭沢 嚴陵瀬 香山 胡塞 驪山

²² 『建保内裏名所百首』の歌題は新編国歌大観による。

²³ 同注 21。

²⁴ 安田 1980。

「虎溪」は晋の慧遠法師が居住した場所として、隠者的なイメージを持っている。「鄭谷」は漢の鄭子真が隠遁した谷であり、後に隠遁の地として認識されている。そして、「商山」は長安の南に連なる秦嶺山脈（終南山）の東端に位置し、秦末漢初、東園公・夏黄公・用里先生・綺里季の「四皎」（鬚と眉の白い四人の老人）が隠棲したことで名高い。「尋陽江」は陶淵明の生地、「彭沢」は陶淵明が官職を辞して田園生活をした所である。「渭陽」は太公望が釣りをしていた地、「巖陵瀨」は光武帝の招きに応じずに釣りをしていた巖子陵が隠棲した場所、「香山」は白楽天が帰依したところであり、いずれも隠逸の士が住んでいた場所である。詩題に隠者関係の名所が多く取り入れられていることがうかがえる。このように、『和漢名所詩歌合』における詩題には、隠遁の地や隠者を想起させるものが多いことから、大伏氏が述べた通り、隠者的志向が強い²⁵。基家はこの晩年に作った『和漢名所詩歌合』に厭世の心を込めているとも考えられる。

以上のように、当時名所詠の流行および基家自身の名所に対する関心により、基家は名所題を採用したと考えられる。名所詠の規範とされる『建保内裏名所百首』に偏る選題特徴により、当時の名所題詠が流行する中に『和漢名所詩歌合』を位置付けることができよう。また、隠者関係の名所を多く詩題に取り入れていることから、基家の厭世の心がうかがえる。

4 日中名所の組み合わせへの意識

『和漢名所詩歌合』の名所にはそれぞれどのようなものがあるのかについては大伏氏の論に詳しいが、日本の名所と中国の名所はどのように並べられているのかについては検討されていない。本節では『和漢名所詩歌合』における名所の組み合わせへの意識について考察する。

まず、詩題と歌題を次の表4のように並べられる。表4に示すように、「銭塘湖」と「住吉浦」は湖と浦、「鄭谷」と「三室山」は谷と山の組み合わせである。「履道里」と「難波江」のように里と江と一緒に置かれているものもあるが、詩題と歌題の名所は山水に関連するものが多く、基本的に山が山関係、水が水関係のもの同士と並べられている。さらに、函谷関と清見関のように関所であるものが同じグループに配置される工夫も見られる。

また、イメージの連関で一緒に置かれるものもうかがえる。例えば、巫山と松浦山は両方とも山であり、巫山は神女、松浦山は松浦佐用媛を想起させる。この二つの地名を題として詠んだ漢詩と和歌は以下ようになる。

十三番 左 巫山
 雨度倡楼秋夢脆 花廻舞榭晓衣薰 （雨は倡楼に度り 秋夢脆し 花は舞榭を廻り 晓衣薰る）
 右 松浦山
 あふぎをもあげてたとへよまつらひめひれふる袖の月にかせとか
 十四番 左
 猿声台下数行涙 鬢色山中一尺雲 （猿声の台下 数行の涙 鬢色の山中 一尺の雲）
 右
 つま木たく煙ぞつたふ松浦山もろこし人や冬ごもるらん

²⁵ 同注 18。

表4 『和漢名所詩歌合』における日中の名所題の組み合わせ

番数	詩題	歌題	組み合わせ
一・二	銭塘湖	住吉浦	湖↓浦
三・四	虎溪	春日山	谷水↓山
五・六	彭蠡湖	三島江	湖↓江
七・八	悟真寺	葛木山	寺↓山
九・十	遺愛寺	泊瀬山	寺↓山
十一・十二	梁園	武蔵野	園↓野
十三・十四	巫山	松浦山	山↓山
十五・十六	鄭谷	御室山	谷↓山
十七・十八	龍門	吉野	山↓山
十九・二十	鏡湖	宇治河	湖↓河
二十一・二十二	金谷	信太杜	園↓社
二十三・二十四	函谷関	清見関	関↓関
二十五・二十六	穎川	大井河	川↓河
二十七・二十八	緱山	伊駒山	山↓山
二十九・三十	蘇州	美豆御牧	水郷↓淀
三十一・三十二	汾陽	清瀆川	汾水↓川
三十三・三十四	兩朱閣	高円山	閣↓山
三十五・三十六	陵園	水無瀬河	園↓河
三十七・三十八	昆明池	音羽河	池↓河
三十九・四十	商山	常磐山	山↓山
四十一・四十二	洞庭湖	須磨浦	湖↓浦
四十三・四十四	上陽宮	竜田山	宮(山)↓山
四十五・四十六	尋陽江	葦屋里	江↓里
四十七・四十八	廬山	富士山	山↓山
四十九・五十	吳江	伊世海	江↓海
五十一・五十二	蜀郡	高砂	郡↓三角洲
五十三・五十四	花陽洞	田籠浦	洞(観)↓浦
五十五・五十六	履道里	難波江	里↓江
五十七・五十八	渭陽	若浦	渭水↓浦
五十九・六十	香炉峰	伏見山	峰↓山
六十一・六十二	彭沢	猪名野	県↓野
六十三・六十四	嚴陵瀬	明石浦	瀬↓浦
六十五・六十六	香山	佐夜中山	山↓山
六十七・六十八	胡塞	鳴海浦	塞↓浦
六十九・七十	驪山	天香具山	山↓山

十三番の漢詩は雨が妓院を過ぎて秋の夜の夢のように儚く、花が舞台をめぐる明け方の衣が薫ると詠んでいる。「雨」「花」という表現は「高唐賦」の「妾在巫山之陽、高丘之阻。旦為朝雲、暮為行雨、朝朝暮暮、陽台之下」（妾は巫山の陽、高丘の阻に在り。旦には朝雲と為り、暮れには行雨と為り、朝朝暮暮、陽台の下にあり）²⁶を踏まえており、妓女のいる「倡楼」「舞榭」も含めて、美しい巫山の神女のイメージを想起させる。そして、十三番の和歌は「松浦姫」で松浦佐用媛を直接詠み込んでいる。巫山と松浦山は単なる山関係の名所ではなく、同じ伝説上の女性を想起させるものとして、作者が意識的に両者を一緒に並べたのであろう。

他に陵園のような特徴的な場所も選ばれている。それについて、大伏氏は、陵園など名所ではない場所が選ばれたのは、基家が和歌の歌枕と並べるに際し、中国の名所を選ぶほうが困難であったとしている²⁷。しかし、水無瀬川は後鳥羽院の離宮があった所で後鳥羽院を想起させる場所であり、陵園は天子の御陵のことを指す。天子に関連する場所として、この二つの場所が意図的に置かれたのではないだろうか。

三十五番 左 陵園
 寒苑衣霑黄菊涙 敗牆露脆緑蕪風 （寒苑の衣 黄菊の涙に霑ひ 敗牆の露 緑蕪の風に脆し）
 右 水無瀬川
 つかへこし路はたえにき水無瀬川汀の水何むすぶらん
 三十六番 左
 洞中嵐静松陰院 山脚日長花底宮 （洞中の嵐静かなり 松陰の院 山脚の日長し 花底の宮）
 右

²⁶ 「高唐賦」の本文と書き下し文は全訳漢文大系『文選（文章編）二』p440-441（集英社、1974年）による。適宜旧字体を新字体に直した。

²⁷ 同注 18。

みなせ川むすばぬ袖のぬれそふはありて行く物や涙なるらん

「陵園」を詠んだ三十五番と三十六番の漢詩は「陵園妾」という白居易の詩の表現を踏まえ、荒れ果てた天子の御陵の情景を描写している。「水無瀬川」を詠んだ二首の和歌は『後鳥羽院御集』における 242 番「夜もすがら秋の有明を水無瀬川結ばぬ袖に宿る月かな」と 1713 番「水無瀬川結ばぬ水につららみて月にぞ冬の袖はぬれける」²⁸という後鳥羽院の歌の表現を取り入れている。黒田氏が基家にとって水無瀬川、後鳥羽院というイメージは鮮やかに記憶されるものであり、主を失った嘆きは生涯消えることがなかったと指摘している²⁹ように、基家は陵園と水無瀬川に後鳥羽院を偲ぶ心情を込めていると考えられよう。

以上の考察により、『和漢名所詩歌合』における名所は一定の基準によって並べられていると考えられる。

5 おわりに

先行詩歌合との関連および同時代流行を踏まえ、『和漢名所詩歌合』の形式や名所題について考察した。『和漢名所詩歌合』は『相撲立詩歌合』あるいは『三十六番相撲立詩歌』、『定家卿独吟詩歌』に倣って作られたものとされてきたが、詩歌合の形式や題、漢詩の詠法を具体的に検討すると、『和漢名所詩歌合』は一つか二つの詩歌合のみならず、それに先行する多くの詩歌合の形式や詠法を結合し、また名所題という特徴的な題を取り入れて詠まれたものであることが分かった。そして、基家が名所題を取る理由および彼の撰題意図について、従来の名所題作品と詩歌の題を考察した。その結果、『和漢名所詩歌合』が成立する前、名所題作品や名所関係の歌学書などが盛んに作られ、名所題に対して当時の人々が大きな関心を持っていた。そのような流れの中で、基家自身も名所に興味を持ったため、名所題を採用したと考えられる。当時の名所題流行の中に『和漢名所詩歌合』を位置づけることができる。最後に日中の名所題の組み合わせに対する基家の意識について検討し、巫山と松浦山、陵園と水無瀬川のように似たようなイメージを持つ場所あるいは似たようなものを想起させる名所が並べられる傾向がうかがえる。また、隠者関係の中国名所を多く取り入れ、水無瀬川のような後鳥羽院を想起させる名所を選んだことにより、基家は『和漢名所詩歌合』において厭世の心と後鳥羽院への追慕を託していると考えられる。

以上により、『和漢名所詩歌合』の特徴および基家晩年の詠作活動と心境の一端がうかがえたのであろう。本稿では一部の名所の組み合わせに注目して考察したが、他の名所の配列基準および和歌と漢詩における名所の詠法については、今後の課題として別稿に詳しく検討したい。

文献目録

一次文献

FUJIWARA no Motoie 藤原基家 (around 1272): “Wakan meisho shiikaawase 和漢名所詩歌合”. In: SHINPEN KOKKA TAIKAN HENSHŪ IINKAI 「新編国歌大観」編集委員会 (ed.) (2012): *Shinpen kokka taikan* 新編国歌大観. Vol. 4. Tōkyō: Kadokawa shoten.

²⁸ 寺島 1997 による。踊り字をひらがなに変更した。

²⁹ 同注 21。

- FUJIWARA no Teika 藤原定家 (1180–1235): “Meigetsuki 明月記”. In: REIZEIKE SHIGURETEI BUNGO 冷泉家時雨亭文庫 (ed.) (1994): *Reizeike shiguretei sōsho* 冷泉家時雨亭叢書. Vol. 2. Tōkyō: Asahi shinbunsha: 225.
- GOTOBA-in et al. 後鳥羽院等 (1205): “Genkyū shiikaawase 元久詩歌合”. In: SHINPEN KOKKA TAIKAN HENSHŪ IINKAI 「新編国歌大観」編集委員会 (ed.) (2012): *Shinpen kokka taikan* 新編国歌大観. Vol. 5. Tōkyō: Kadokawa shoten.
- JUNTOKU tennō et al. 順徳天皇等 (1215): “Kenpo dairi meisho hyakushu 建保内裏名所百首”. In: SHINPEN KOKKA TAIKAN HENSHŪ IINKAI 「新編国歌大観」編集委員会 (ed.) (2012): *Shinpen kokka taikan* 新編国歌大観. Vol. 4. Tōkyō: Kadokawa shoten.
- Sō, Gyoku 宋玉 (1974): “Kōtōfu 高唐賦”. In: *Zenshaku kanbun taikai: Monzen* 全釈漢文大系: 文選. Vol. 2. Tōkyō: Shūeisha: 440–441.
- TERASHIMA, Tsuneyo 寺島恒世 (1997): „*Gotoba-in gyoshū* 後鳥羽院御集”. Tōkyō: Meiji shoin.

二次文献

- AKABANE, Shuku 赤羽淑 (2002): “Teika no inji shiki no uta (ichi) 定家の韻字四季歌 (一)”. In: NŌTORUDAMU SEISHIN JOSHI DAIGAKU NIHONGO NIHON BUNGAKKAI ノートルダム清心女子大学日本語日本文学会 (ed.): *Seishin gobun* 清心語文. Vol. 4: 75–87.
- ARIYOSHI, Tamotsu 有吉保 (1982): “*Waka bungaku jiten* 和歌文学辞典”. Tōkyō: Ōfūsha.
- HARADA, Yoshioki 原田芳起 (1964): “Gokyōgoku sesshō to sanjūroku ban sumōdate shiika 後京極撰政と三十六番相撲立詩歌”. In: ŌSAKA SHŌIN JOSHI DAIGAKU KOKUBUNGAKKAI 大阪樟蔭女子大学国文学会 (ed.): *Shōin kokubungaku* 樟蔭国文学. Vol. 1: 46–55.
- HARADA, Yoshioki 原田芳起 (1961): “Wakan meisho shiikaawase kaidai 「和漢名所詩歌合」解題”. In: *Gunsho kaidai* 群書解題. Vol. 10: 64–65.
- HORIKAWA, Takashi 堀川貴司 (2006): “Genkyū shiikaawase ni tsuite: shi no gawa kara 『元久詩歌合』について: Tübingen 「詩」の側から”. In: HORIKAWA, Takashi 堀川貴司: *Shi no katachi, shi no kokoro: chūsei Nihon kanbungaku kenkyū* 詩のかたち・詩のこころ: 中世日本漢文学研究. Tōkyō: Wakakusa shobō: 79–101.
- KURODA, Akiko 黒田彰子 (1997): “Motoie no kōki 基家の後期”. In: KURODA, Akiko 黒田彰子: *Chūsei waka ronkō: waka to setsuwa to* 中世和歌論攷: 和歌と説話と. Tōkyō: Izumi shoin: 429–449.
- KARASAWA, Masami 唐沢正実 (1986): “Juntoku tennō dairi ni okeru shiikaawase no seikō ni tsuite 順徳天皇内裏における詩歌合の盛行について”. In: *Gobun (Nihon daigaku)* 語文 (日本大学). Vol. 65: 38–49.
- MINEGISHI, Yoshiaki 峯岸義秋 (1954): “Utaawase no tokushu yōshiki 歌合の特殊様式”. In: MINEGISHI, Yoshiaki 峯岸義秋: *Utaawase no kenkyū* 歌合の研究. Tōkyō: Sanseidō: 406–428.
- ŌBUSHI, Harumi 大伏春美 (1984): “Wakan meisho shiikaawase ni tsuite 「和漢名所詩歌合」について”. In: *Tokushima bunri daigaku hikaku bunka kenkyūjyo nenpō* 徳島文理大学比較文化研究所年報. Vol. 1: 21–41.
- UNNO, Keisuke 海野圭介, TAKIGAWA, Kōji 滝川幸司 (1996): “‘Jūshichiban shiikaawase’ kaisetsu 『十七番詩歌合』解説”. In: *Shirin* 詞林. Vol. 19: 42–64.
- WAKA BUNGAKU DAIJITEN HENSHŪ IINKAI 『和歌文学大辞典』編集委員会 (2014): “*Waka bungaku daijiten* 和歌文学大辞典”. Chiba: Kōten library.

YASUDA, Noriko 安田徳子 (1980): “Seinenki no Kujō Motoie: Ninji nenkan made 青年期の九条基家: 仁治年間まで”. In: *Nagoya daigaku kokugo kokubungaku* 名古屋大学国語国文学. Vol. 46: 13–43.